

第1章

言明された和解，実践された和解

——ルワンダとブルンジ——

武内 進一

はじめに

紛争や平和に関する研究において、「和解」(reconciliation)という言葉は移行期正義(transitional justice)との関連で用いられることが多い。近年の武力紛争の多くが国内紛争(内戦)であり、同じ国民のなかに深刻な亀裂を残すことを考えれば、紛争を経験した国民が相互の関係を修復して再び共生できる環境を整える必要性、重要性は多言を要しない。事実、南アフリカの真実和解委員会(Truth and Reconciliation Commission: TRC)に代表される、和解を掲げた取り組みが近年世界各国でなされてきた。こうした観点から、とりわけ1990年代以降、和解や赦し(forgiveness)を主題とする研究が数多く蓄積されてきた⁽¹⁾。

一方、現実政治において、和解という言葉は武力紛争勃発後のさまざまな局面で用いられる。たとえば、紛争終結のための交渉に際して、政府や武装組織など紛争主体による権力分有を意味して用いられることも多い。ここでの和解は、紛争後にいかなる国家をつくるのかにかかわる合意を意味している。近年の紛争後の国家建設にかかわる議論に即していえば、紛争の主体となった政治エリート間での紛争後の国家のあり方に関する合意、すなわち「政治的決着」(political settlement)を指して和解という言葉が用いられてい

る⁽²⁾。

本章は後者の議論に着目し、紛争を終結させ、再発を防ぐために政策的に追求された「和解」を分析の対象とする。それは政府や武装組織など紛争主体によって、和平合意や憲法など公的な文書のなかで言明された和解である。公的に言明された和解は、紛争当事者が平和の達成のために何を必要と認識し、どのような約束を交わしたかを示す。すなわちそこから、紛争後の新たな国家建設のためにいかなる制度設計がなされたかを読み取ることができる。平和に向けた青写真を明らかにし、その後の実践と照らし合わせることによって、制度設計に込められた思惑と現実とのギャップが浮き彫りになる。そのギャップは、当該国が抱える紛争後の国家建設の課題を映し出すであろう。こうした問題意識に基づいて、以下ではルワンダとブルンジを例に取り、どのような政治的文脈においていかなる和解がめざされたのか、結果として何が実践されたのかを比較検討する。

アフリカ中央部に位置し、隣接するルワンダとブルンジは、多くの共通点を有している。植民地化以前はそれぞれ自律的な王国であった両国は、植民地期には当初ドイツ領東アフリカに編入された後、第一次世界大戦後は国際連盟のひとつの委任統治領（その後、国際連合の信託統治領）「ルアンダ・ウルンジ」(Ruanda-Urundi)としてベルギーの管理下におかれた。歴史の共有に加えて、社会経済構造にも多くの共通点がある。いずれも農業と牧畜に深く依存した経済であり、就業人口のほとんどが農牧業に従事する。両国の言語（キニャルワンダ語、キルンジ語）は相互に了解可能であり、多くの文化的特徴を共有する。とくに、人口の8割強をフトゥ（Hutu）、1割強をトゥチ（Tutsi）、1%程度をトゥワ（Twa）が占めるというエスニックな構成は、両国共通である。そして、これら3つのエスニック集団は言語や宗教に差異がなく、混じり合って居住する。いずれの国においても、これらの社会集団は植民地化以前から存在していたものの、植民地政策によって集団間の区別と対立が激化し、独立前後から政治的紛争のなかでエスニシティが動員され、膨大な数の犠牲者を生んできた。

こうした共通点の一方で、最近の武力紛争後の局面において、和解をめぐる両国の政策は対照的である。詳細は後述するが、エスニック集団を単位とする厳密な権力分有制度を構築したブルンジに対して、ルワンダではエスニシティの存在そのものが否定されている。また、和解を掲げ、住民が参加した民衆司法ガチャチャ（Gacaca）を通じて内戦時の犯罪を裁いたルワンダに対して、ブルンジでは内戦時の犯罪をいまだに裁けずにいる。いずれの国においても、国民間の和解と持続的な平和のために多大な努力が払われ、一定の成果を上げているものの、深刻な問題が積み残されたままである。本章ではそれぞれの経験を比較しつつ、両国における紛争後の国家建設が直面する課題を明らかにしたい。

「政治的決着」としての和解に着目し、紛争後の国家建設を比較する本章の視点は、権力分有や紛争予防にかかわる先行研究と共通するところが多い。たとえば、レイプハルトの多極共存型民主主義モデルの検討に主眼を置いてルワンダ、ブルンジ、コンゴ民主共和国の紛争と権力分有を比較した Lemarchand (2006) や、紛争予防におけるドナーの役割についてルワンダとブルンジを比較した Uvin (2010) などである。それらの先行研究に対して本章は、「政治的決着」以降の国家建設過程をより長いスパンで比較しており、これによって両国の相違点と共通点、そして制度選択の要因をいっそう明確にすることができる。

以下では、次のような順序で議論を進める。まず第1節で、両国の武力紛争の特徴を整理し、その共通点と相違点を明らかにする。紛争の特徴は、紛争後の和解のあり方を強く規定するからである。第2節では、1990年代以降の和平協定や憲法など公式文書を取り上げて、そこで和解という言葉がどのような意味で使われてきたのかを分析する。そして第3節では、これまで和解にかかわって具体的にどのような取り組みが実施されてきたのかを振り返る。そのうえで、結論において、和解に向けた両国の取り組みがどのように評価できるかを考えたい。

第1節 武力紛争の特質

ルワンダ、ブルンジの武力紛争については比較的豊富な先行研究が存在する^[3]。ここでは、それらに依拠しながら、和解に関する検討に必要な情報を中心に、両国の紛争の特徴を2つの共通点とひとつの相違点として整理しておこう。

第1の共通点として挙げられるのは、政治対立のなかでエスニシティを通じた動員が行われ、結果的に政党や反政府武装勢力といった政治組織がエスニックな性格を強く帯びてきたことである。これは、紛争後の政治過程においてエスニシティと政治をどのように規定するかという問題につながる。ルワンダにおける史上初めての全国的な武力紛争は、1959年に勃発した「社会革命」である。植民地政策によって拡大し、解禁された政党活動によって激化したトゥチ、フトゥ間の亀裂を背景として、エスニック集団の衝突が広がった。フトゥを基盤とする政党「フトゥ解放運動党」(Parti du mouvement de l'émancipation hutu: PARMEHUTU—なお組織略号は章末の付表にまとめた)の支持者がトゥチのチーフ、サブチーフを襲撃する一方、チーフ、サブチーフ側は PARMEHUTU 幹部を殺害しようとした。ベルギー植民地当局は PARMEHUTU 側を支援したため、チーフらを支持基盤とする「ルワンダ国民連合」(Union nationale rwandaise: UNAR)の幹部や支持者が攻撃され、大量のトゥチ難民が流出した。この「社会革命」の結果、王を中心とする既存の政治秩序は崩壊し、ルワンダは PARMEHUTU の指導者が権力を握る形で独立した。そして1990年代まで、ルワンダの政治権力はフトゥ・エリートによって独占されることとなる。高等教育機関や官公庁ではトゥチに対するクオータ制が導入されたが^[4]、これは権力分有ではなく、トゥチが圧倒的に多数であったそれまでの状況を変えるための措置であり、トゥチの教育、就業機会に対する制限であった。

ブルンジにおけるエスニシティの政治化は、隣国ルワンダの動きに刺激さ

れて急速に進んだ。皇太子ルワガソレ (Louis Rwagasore) の主導で結成された「国民進歩党」(Parti de l'union et du progrès national: UPRONA) は、トゥチのみならずフトゥからも強い支持を得て植民地末期の選挙で勝利したが、ルワガソレが1961年に暗殺された後は内部抗争が激化した。その抗争は、「社会革命」後のルワンダの状況を受けて次第にエスニックな色彩を帯びるようになる。1965年のクーデタ未遂事件では軍、警察のフトゥ幹部が大量に処刑され、1972年にはフトゥに対する大量殺戮 (ジェノサイド) によって膨大な数の犠牲者と大量の難民が生じた。それ以降は、トゥチがブルンジの国家権力を独占した⁽⁵⁾。

独立前後から1970年代初頭までの政治変動の結果、ルワンダではフトゥ、ブルンジではトゥチが政治エリートの座を占めたが、1990年代には揃って凄惨な内戦を経験する。それらはいずれもエスニックな性格を強く帯びたものであった。ルワンダの内戦は、「社会革命」で難民化したトゥチの第二世代が中心となって結成された反政府武装勢力「ルワンダ愛国戦線」(Rwandan Patriotic Front: RPF) の侵攻によって1990年に始まった。北西部出身のフトゥ・エリートを中核とするハビヤリマナ政権は軍事的に劣勢だったが、フランスの支援などを得て挽回し、戦況は膠着した。そこで国際社会が仲介して和平交渉が進められ、1993年には政府とRPFとの間で権力分有を前提とする和平合意(「アルーシャ和平協定」⁽⁶⁾)が締結された⁽⁷⁾。しかし、政権内部の急進派が和平合意に反発し、RPFに対するエスニックな煽動を強めたことで緊張が高まり⁽⁸⁾、1994年4月、ハビヤリマナ大統領の暗殺をきっかけとしてトゥチに対するジェノサイドが全土で勃発した。

ブルンジではブルリ・トゥチの支配が続いたが、1987年にクーデタで政権についたブヨヤは、翌年北部で起こったフトゥ虐殺事件をきっかけに政治的自由化を進めた。1993年には競争的な選挙が実施され、フトゥのンダダエが大統領に選出されたが、ンダダエの改革に反発する軍部は政権交代から僅か半年後に彼を拉致し暗殺してしまう。この事件をきっかけに、ブルンジは長期的な内戦へと突入した。政府軍は首都などで優位を保ったものの、フトゥ

を支持母体とする反政府武装勢力「民主主義防衛国民会議・民主主義防衛軍」(Conseil national pour la défense de la démocratie - Forces pour la défense de la démocratie: CNDD-FDD) や「解放国民軍・フトゥ民族解放党」(Forces nationales de libération - Parti pour la libération du peuple hutu: FNL-PALIPEHUTU) が勢力を保つ農村部は制圧できず、戦況は膠着した。

ルワンダもブルンジも、独立前後から武力紛争が繰り返され、エスニシテイが政治的に利用・動員されて多大な犠牲を生んできた。その帰結でもあるが、両国に共通する第2の特徴として、多数の民間人が武力紛争に関与したことを指摘できる。甚大な数の犠牲者が出た背景には、膨大な数の民間人が加害者として関与した事実がある。両国ともに、時代を下るにつれて、紛争に加害者として関与する民間人が増える傾向がある。この点は、ルワンダについては比較的よく知られている。1959年の衝突の犠牲者数は数百人といわれるが、1994年には少なくとも50万人が殺戮の対象となった⁹⁾。

ブルンジでも同じ傾向が観察される。ルマルシャンは、1965年、1972年、1988年にブルンジで起きた3つの暴力事件を取り上げて、それぞれの犠牲者の規模や暴力の主体を比較検討している (Lemarchand 1994)。いずれもトゥチとフトゥの暴力的衝突という側面をもつが、暴力行使の主体には変化が見られる。1965年の事件では、フトゥが主体をなす憲兵隊とトゥチを中核とする軍部および青年グループとの衝突が中心をなしていた。1972年の虐殺は、ザイール (現コンゴ民主共和国) から侵入した武装組織が約1万2000人のトゥチ民間人を無差別に殺戮したのに対して、軍部が唯一政党UPRONAの支持者や党青年部を動員しつつ、フトゥ民間人に報復攻撃を加え、無差別殺戮によって10万~20万の犠牲者が出た。1988年には、ルワンダ国境に近い地域で300~500人のトゥチ民間人が農民を中心とするフトゥ民間人によって虐殺され、その報復として軍は1万5000~3万人のフトゥ民間人を殺戮している¹⁰⁾。犠牲者の規模としては1972年の事件が最大だが、民間人の殺戮への参加は1988年の事件で初めて明確に観察された。この変化は1993年以降の内戦の特徴を先取りするものである。1993年には、ンダダエの暗殺をきっかけと

して、ブルンジ各地でフトゥが同じ地域のトゥチ住民を襲撃、殺害、追放した。1993年の襲撃で故郷を追われたトゥチ住民を収容する国内避難民キャンプは今日なおブルンジ各地に残っており、この時の亀裂はいまだに癒えていない。

一方、1990年代の紛争の終結の仕方は、両国で対照的だった。ルワンダでは、1994年のハビヤリマナ大統領暗殺事件によって虐殺が始まると同時に停戦合意が破棄され、内戦が再発した。このなかでRPFは進軍を重ね、同年7月には首都を制圧して軍事的勝利を飾った。これによって旧政権派は国内から駆逐され、RPFは戦後ルワンダにおいて政治権力を独占することとなった。一方ブルンジでは、戦況が膠着状態に陥るなか、国際社会の主導で和平交渉が進められた。ニエレレ（元タンザニア大統領）とマンデラ（元南アフリカ大統領）という著名なアフリカ人政治家が主導し、南アフリカを中心とするアフリカ諸国、アフリカ連合（AU）、国連などが支援した和平交渉によって、2000年にアルーシャで締結された和平協定¹¹⁾（ルワンダで1993年に締結された和平協定と名称が似ているので、以下では「アルーシャ平和和解協定」と略記する）が締結された。

以上、本節で整理した武力紛争の特徴（表1参照）は、和解の言明と実践に反映されていくこととなる。エスニックな性格を帯びた深刻な紛争が繰り返されてきたこと、そこに多数の民間人が動員されてきたことは、紛争主体が平和への移行を構想するうえでの前提条件をなした。一方で、対照的な紛争終結のあり方は、紛争後における政治勢力間の権力分布を規定し、それによって和解のあり方（制度設計と実践）に影響を与えた。次節では、直近の武力紛争にかかわる両国の和平協定など公的な文書で言明された和解を比較検討し、どのような文脈でこの言葉が用いられたのかを参照しつつ、その意味内容を吟味していこう。

表1 武力紛争とその帰結

	ルワンダ	ブルンジ
独立時～1980年代	独立直前、フトゥ中心の PARMEHUTU と ト ッ チ 中 心 の UNAR の 政 治 対 立。 独 立 時 に PARMEHUTU が 権 力 掌 握 し、 多 数 の ト ッ チ 難 民 が 流 出	トッチ中心の軍部による政治支配。1972年の騒乱により、多数のフトゥ難民が流出
1990年代	トッチ中心の RPF の 侵 攻 に よ り 内 戦 勃 発。 っ た ん ア ル ー シ ャ 和 平 協 定 が 結 ば れ る が 再 燃。 RPF の 軍 事 的 勝 利 に よ り 内 戦 終 結 (1994年)	フトゥの大統領ンダダエ暗殺を機に内戦へ突入(1993年)。主要な反政府武装勢力としてフトゥ中心の CNDD-FDD と FNL-PALIPESHUTU
2000年代	RPF 統 治 体 制 の 維 持 ・ 強 化。 権 力 分 有 せ ず	アルーシャ平和和解協定(2000年)。CNDD-FDDの参加(2003年)。厳密な権力分有制度下で、CNDD-FDDが政権掌握

(出所) 筆者作成。

第2節 言明された和解

ルワンダにおいて和解という言葉は、内戦が再発する前に結ばれた「アルーシャ和平協定」のなかで用いられ、また戦後政治のなかでも頻繁に用いられた。アルーシャ和平協定はその締結以前に合意された複数の議定書が含まれているが、和解という言葉が用いられたのは、「移行期政府における権力分有」に関する議定書(1992年10月30日締結)と「ルワンダ難民の帰還および避難民の再定住」に関する議定書(1993年6月9日締結)においてである。

前者では、この和平協定で設置が決められた移行期政府(Gouvernement de transition à base élargie)の主要政策を定めた第23条において、7つの基本政策のひとつとして「統一と国民和解」(unité et réconciliation nationales)が挙げられている¹²⁾。ここで具体的に述べられているのは就職や進学に際しての差別をなくすことで、これは前述したクオータ制を念頭においたものである。

同議定書第24条では、第23条の規定に対応する形で「統一・国民和解委員会」(Commission sur l'unité et la réconciliation nationales)の設置が規定されている。一方、「社会革命」で国を追われたトゥチ難民は、その後30年以上経過しても帰国できず、RPF 侵攻の背景をなしていた。したがって、この問題はアルーシャ和平協定の中心課題のひとつだった。難民帰還に関する議定書の第1条で「ルワンダ難民の本国への帰還は不可侵の権利であり、平和、統一および国民和解の要因である」と定められている。これは、難民、避難民の扱いに関する原則論であり、協定全体を束ねる1993年8月4日付文書の前文にも同様の文章が掲げられた。

アルーシャ和平協定における和解とは、内戦の原因ととらえられたエスニックな対立の解消を図る試みであり、具体的にはエスニック集団ごとのクオータ制廃止と、難民、避難民の帰還が念頭におかれた。クオータ制はトゥチの進学や就職を制限するものであり、難民や避難民のほとんどはトゥチだったから、この協定における和解はRPF側の主張を汲んで導入された概念だといってよい。なお、和解という言葉は直接用いられていないものの、アルーシャ和平協定において権力分有が定められたことに留意すべきであろう。内閣、議会、軍など国家中枢機関において、政党を単位とした権力分有が制度化された¹³⁾。

再燃した内戦でRPFが軍事的勝利を収め、政治権力を独占する形で政権を樹立した結果、アルーシャ和平協定の合意は無効になった。しかし、1994年以降も和解という言葉はさまざまな公式文書で用いられた。2003年に採択された憲法(Republic of Rwanda 2003)では、前文第4項において和解の重要性が強調され¹⁴⁾、第178条では上述のアルーシャ和平協定の条項を受ける形で「統一和解国家委員会」(Commission nationale pour l'unité et la réconciliation)の設置が規定された¹⁵⁾。内戦後のルワンダにおいて、和解という言葉は移行期正義の文脈で常に強調されてきた。たとえば、ジェノサイドの責任者を裁くためにルワンダ政府が創設したガチャチャの設置法において、それが和解に対して貢献することが強調された¹⁶⁾。また、ルワンダの移行期正義を司る

機関として国際社会が設置したルワンダ国際刑事裁判所（International Criminal Tribunal for Rwanda: ICTR）の設置規定（国連安保理決議955）前文においても、ジェノサイドの責任者の処罰が国民和解に資する旨強調されている¹⁷⁾。ただし、移行期正義の文脈で和解に言及される場合、正義や不処罰をめぐる問題と関連しても、権力分有とはつながらない。内戦後のルワンダで、和解が権力分有と結びつく形で語られることは決してなかった。

その点でブルンジは対照的である。ブルンジ内戦を終結に導いた「アルーシャ平和和解協定」（2000年）では、協定のタイトルに示されるように、和解は全体にかかわるキー概念となった¹⁸⁾。協定前文では、平和、安定、法の支配、統一、発展と並んで和解がブルンジ人の主要な願望のひとつとされた。協定は5つの議定書からなるが、総論に当たる第一議定書では、冒頭でブルンジにおける紛争の性格と歴史的要因が分析され、エスニシティに規定された側面を強くもちながらも、紛争が本質的に政治的要因（政治指導者間の権力闘争）に由来するとの結論が示されている（第4条）。そのうえで、第一議定書第5条～第8条で「解決策」として、国造りの原則と方向性が具体的に述べられている。第5条では、ブルンジのあらゆる政治的、またエスニックな構成要素を包含して、政治、経済、社会、文化、司法の新秩序が組み立てられるという立憲原則が定められている。これはエスニック集団間権力分有の根拠であり、その後憲法において具体的な規定として反映されることとなる¹⁹⁾。第6条では最も深刻な重罪であるジェノサイド、戦争犯罪、人道に反する罪について対処するための原則と方針が定められ、第7条では差別や排除をなくすための原則と方針が、行政、教育、治安部門、司法など諸分野に関連して規定された。第8条では、「国民和解に関する原則と諸措置」と題して、移行期正義にかかわる合意が記載されている。具体的な措置として、国民真実和解委員会（Commission nationale pour la vérité et la réconciliation）の設置が定められた。この委員会は、独立以降アルーシャ平和和解協定締結時までの期間に発生した暴力について真実を明らかにし、責任者を特定することを任務としている²⁰⁾。「アルーシャ平和和解協定」のタイトルに照らせば、

移行期正義に関する第8条だけでなく、これら第5条～第8条を広く和解の方策としてとらえるべきだろう。

「アルーシャ平和和解協定」は、当初こそ政府と野党勢力の合意に過ぎなかったが、2003年に最大の反政府武装勢力 CNDD-FDD が合意に加わることで実効性をもち²¹⁾、2005年に採択された新憲法 (République du Burundi 2005) にその内容が反映された。憲法の前文では、「2000年8月28日付けアルーシャ平和和解協定と停戦協定に従って、平和、和解、国民の統一に関するわれわれの信念を再確認」することが謳われ、アルーシャ平和和解協定の精神を継承することが確認された。この憲法では、エスニック集団間の権力分有が詳細に規定された。まず第1条でブルンジが「エスニックな、また宗教的な多様性を尊重する」共和国であることが宣言され、内閣、議会、治安機関など国家の根幹にかかわる制度についてエスニックな権力分有が定められている。その概要を表2に示す。

ブルンジの2005年憲法において、「和解」という言葉は3カ所で用いられている。第1に、治安部門の権力分有にかかわる部分で、「軍、治安機関の不均衡是正は、あらゆるブルンジ人の安全保障のために和解と信頼の精神をもって漸次的に実行する」(第258条) ことが定められている。これは、軍におけるエスニックな不均衡を短期間で是正しようとして暗殺されたンダダエの経験を念頭においているのであろう。第2に、「国民統一和解国家委員会」(Conseil national pour l'unité nationale et la réconciliation) の設置にかかわる箇所(第269～273条)である。これは、ルワンダの「統一和解国家委員会」に対応する機能をもった機関である。第3に憲法改正にかかわる箇所であり、「国民の統一、ブルンジ人民の一体性、国家の世俗性、和解、民主主義、共和国領土の一体性を損なうような(憲法の)見直しは無効である」(第299条)とされている。

2つの国で、どのような局面で和解の言明がなされたかを跡づけると、その内容は国によって、また時期によって異なることがわかる。国際社会が関与して結ばれたルワンダのアルーシャ和平協定においては、和解はタッチに

表2 2005年憲法に定められたエスニックな権力分有メカニズム

機関	権力分有のルールと憲法上の根拠
副大統領	2人の副大統領は異なるエスニック集団、異なる政党に帰属しなければならない。(第124条)
内閣	内閣の閣僚に含まれるフトウの大臣および副大臣は最大限60%、トゥチの大臣および副大臣は最大限40%とする。(第129条)
治安機関	国防軍を管轄する大臣と国家警察を管轄する大臣が同じエスニック集団の帰属であってはならない。(第130条) 国防・治安機関のメンバーの半分以上が同じエスニック集団に帰属してはならない。(第257条)
公企業	公企業の従業員のエスニックな帰属は、フトウが最大限60%、トゥチが最大限40%とする。(第143条)
下院	下院の議席数は100議席以上とし、フトウが60%、トゥチが40%を占めるものとする。(第164条) 下院議員選挙は拘束名簿式比例代表制によって実施する。候補者名簿はエスニシティとジェンダーに配慮したものでなければならない。名簿の候補者3人のうち必ず1人は異なるエスニック集団の候補者を、候補者4人のうち必ず1人は女性の候補者を入れなければならない。(第168条)
上院	上院は次のように構成される。(1) 各州から代表2名。エスニックな帰属は異なるものとする。(2) トゥウの代表者3名。(3) 以前の国家元首。(第180条)
司法	裁判官上級委員会 (Conseil supérieur de la magistrature) の構成は、エスニシティ、地域、ジェンダーに配慮して決められねばならない。(第217条)
コミューン	いかなるエスニック集団もコミューン長 (administrateurs communaux) 総数の67%を超えてはならない。(第266条) ^(注)

(出所) République du Burundi (2005).

(注) コミューン長はコミューン議会の互選で決まるが、コミューン長のエスニックおよびジェンダー間バランスを保つために、選挙管理委員会が選挙後に議席を得た政党と協議してコミューン長を決める (選挙法第191条の規定)。

対する差別的制度の廃止を意味し、その内容は具体的に条文に反映されていた。しかし、RPFの軍事的勝利と政権獲得を契機に、その言葉は具体的な制度改革を念頭におかない、政権のスローガンへと変わった。ブルンジでは、2000年に和解を標題に掲げた和平合意が締結されたが、そこでは「国民和解」という言葉で表現された移行期正義にとどまらず、政治、経済、社会、文化などにかかわる新たな秩序の構築が和解という言葉に含意された。エス

ニックな権力分有は、その中核として制度化されたのである。

第3節 実践された和解

1. ルワンダ

公的に言明された和解は、現実政治のなかでどのように実践されたのだろうか。ルワンダでは、アルーシャ和平協定の締結後に再燃した内戦において、RPFが軍事的勝利を遂げた。これにより、ルワンダの政治権力はRPFが独占的に行使することになった。RPF政権樹立と同時に、アルーシャ和平協定の際に問題となった「和解」は自動的に達成された。教育や就職に関するクォータ制度は廃止され、長年国外に逃れていた膨大な数のトゥチ難民が大挙して帰還した。帰還難民の正確な数は不明だが、50万人以上といわれる虐殺犠牲者を上回る規模であったことはおそらく間違いない。トゥチ難民を代表する政権の樹立は、多くの難民に即時帰還を決断させたのである。帰還した難民に対して、新政権はフトゥ住民の所有地を折半させる形で土地を供与した。これはアルーシャ和平協定の合意内容に反していたが²²⁾、それをとがめる政治勢力はもはや国内に存在しなかったし、国際社会もこの点に異議を唱えなかった²³⁾。この土地分割(land sharing)政策によって、ルワンダの土地所有構造は劇的に変化した。トゥチ帰還民が土地を確保する一方、もともとその地に居住してきたフトゥ住民は所有地を半分失ったからである²⁴⁾。

内戦後の政権において、制度的な権力分有という選択肢はありえなかった。前政権派は国外に逃亡し、ジェノサイドに荷担したことで政権あるいはICTRから逮捕・訴追の対象となっていた。軍事的勝利を収めたRPFが圧倒的な政治力をもつことは明白だった。それでもRPFは、挙国一致内閣(Government of National Unity)を樹立し、ジェノサイドの責任を負う政党を排除しつつほかの政党を政権に取り込んだ²⁵⁾。フトゥのビジムング(Pasteur Bi-

zimungu) 大統領のもとで組閣されたこの内閣では、ハビヤリマナ政権期の野党「共和民主運動」(Mouvement démocratique républicain: MDR) の穏健派でジェノサイドの際には命をねらわれた経験をもつフトゥのトゥワギラムング (Faustin Twagiramungu) が首相に任命され、RPF の所属ではあるがフトゥのセンダシヨガ (Seth Sendashonga) が内相に就任するなど、フトゥの政治家が重要なポストを占めた。これは、少数派のエスニック集団トウチを支持基盤とする RPF が自分たちだけで政権を樹立した場合に、反発を招きかねないと判断したためであろう。その意味で、挙国一致内閣の樹立は、政治エリートを取り込み (コオプテーション) を通じた RPF による和解の方策であったといえよう²⁶⁾。ただし、それは権力分有とは言い難いものであったし、政治の実権が元 RPF 総司令官で副大統領兼国防相のカガメにあることは衆目の一致するところだった。

RPF 政権は、トウチやフトゥというエスニックな区別を否定し、国民は等しくルワンダ人 (Banyarwanda) であるとの立場をとる。したがって、エスニックな権力分有を制度的に構築することは原理的にあり得ない。挙国一致内閣はそうした状況下でとられた和解の方策といえるが、そうした和解が RPF 主導の政治秩序を脅かさなにかぎりで行われるに過ぎないことも、容易に想像し得る。実際、内戦後ルワンダの政治権力は RPF によって事実上独占されてきた (Reyntjens 2011; Beswick 2010)。ルワンダの2003年憲法は複数政党制を認めており、議会には RPF 以外の政党も議席を持っているが、それらはいわば RPF の衛星政党であって、大統領選挙では常にカガメを支持してきた。RPF にとって真に脅威になるとみられた政党は、MDR がそうであったように、その活動を封じ込められた²⁷⁾。

内戦後のルワンダで和解という言葉が最もよく用いられるのは移行期正義の文脈だが、これも RPF 主導の政治秩序を前提とする点で同じである。内戦時の想像を絶する規模の人権侵害をどう処理するかは、いうまでもなく内戦後ルワンダにとって最大の課題のひとつであった。そして、トウチが被害者となったジェノサイドに関しては、ルワンダの内外で熱心に取り組みされて

きた。国連安保理は ICTR を、ルワンダ政府も通常の司法システムに加えてガチャチャを設置し、ICTR では国外に逃亡した重要容疑者が、ガチャチャでは国内に居住する一般人の容疑者が主として裁かれた。ICTR が審理した容疑者は100人に満たないが、ガチャチャでは約200万人が容疑者として審理された²⁸⁾。虐殺が発生した1994年のルワンダの人口が約750万人であったことを考えれば、想像を絶する規模の民間人が裁かれたことになる。

トゥチが被害者となったジェノサイドに対する徹底した追及の一方で、内戦中に RPF が行った犯罪はほとんど裁かれなかった。内戦中 RPF の兵士が民間人殺害などの戦争犯罪に荷担したことはしばしば指摘されてきたが (African Rights 1995, 1062-1087; Human Rights Watch 1999, 692-735)、政権は一貫してトゥチが被害者となったジェノサイド以外の人権侵害をガチャチャで扱うことを拒絶し、RPF 兵士の戦争犯罪については軍事法廷で裁いてきた。しかし、軍事法廷では兵卒や下士官が軽微な判決を受けただけであり、高級将校はすべて無罪となっている (Human Rights Watch 2008, 103-109)。ICTR においてさえ、RPF の犯罪はまったく裁かれていない (Peskin 2008)。和解という言葉が頻繁に用いられたにもかかわらず、ルワンダの移行期正義は明らかな「勝者の裁き」となった。

2. ブルンジ

前節で説明したとおり、内戦後のブルンジにおいては、憲法によってエスニックな権力分有制度が詳細に定められた。その制度的合意は、今日に至るまで遵守されている。この制度導入によって、ブルンジ政治は大きく変化した。表3に示すように、これまでに実施された2回の選挙ではいずれも CNDD-FDD が勝利したが、議席の3分の1はトゥチの議員が占めている。以前はフトウ主導の反政府武装勢力であった CNDD-FDD は、憲法の下院選挙に関する規定によって、マルチ・エスニックな政党へと変貌を遂げたのである。もちろん、CNDD-FDD の権力中枢をゲリラ時代からこの組織を支え

表3 ブルンジ下院における政党別エスニック構成
(2005年選挙および2010年選挙結果)

年	政党名	フトゥ	トゥチ	トゥワ	合計
2005	CNDD-FDD	43	21	0	64
	FRODEBU	23	7	0	30
	UPRONA	0	15	0	15
	CNDD	3	1	0	4
	MRC	0	2	0	2
	Twa	0	0	3 ⁽¹⁾	3
	Total	69	46	3	118
2010	CNDD-FDD	54	27	0	81
	FRODEBU-Nyakuri ⁽²⁾	3	2	0	5
	UPRONA	5	12	0	17
	Twa	0	0	3	3
	Total	62	41	3	106

(出所) 2005年選挙については Reyntjens (2006), 2010年選挙については CENI (2010)。

(注) (1) エスニック集団のひとつであるトゥワは、規定によって下院に3議席が確保されている。

(2) FRODEBU-Nyakuri は、FRODEBU から分裂した親 CNDD-FDD の政党。Nyakuri は「真性」を意味する。

てきたフトゥが占めていることは容易に想像できる。しかし、治安部門や公企業を含む権力機構でエスニックな権力分有が確立された結果、この制度が続くかぎり、いずれか一方のエスニック集団が政治権力を独占する可能性はなくなった。そして、特定のエスニック集団が政治権力を独占しないことが望ましいというコンセンサスは、広く共有されている。後述するように CNDD-FDD に権力独占の指向性が指摘されているとはいえ (ICG 2012)、アルーシャ平和和解協定やエスニックな権力分有制度を公然と批判する勢力はなお目立たない。アルーシャ平和和解協定の成立以降、曲がりなりにも大規模な紛争再発は防止されており、それに対する権力分有制度の貢献はポジティブにとらえてよいだろう。

ただし、3つの点で留保が必要である。第1に、エスニックな権力分有制度の効力が及ぶ範囲についてである。権力分有制度導入が、中央政治のルー

ルを大きく変えたことは疑いない。しかし、それがローカルなレベルに及ぼす影響には限界がある。権力分有制度によって、政治的有力者が権力闘争のなかでエスニックな動員に訴えるインセンティブは減少したが、それが自動的に国民和解をもたらすわけではない。ローカルレベルのエスニックな分断として最も顕著なものは、国内避難民キャンプの存在である。1990年代の内戦のなかで、多くのトゥッチの住民が農村コミュニティにおいて近隣のフトゥ住民から迫害され、避難民キャンプへと逃れた。内戦終結から10年以上過ぎた今日でも国内避難民キャンプはなお多数存在し²⁹、トゥッチ住民は依然として元の居住地に帰ろうとしていない。中央政治においてエスニック集団間の共存が進んだとしても、ローカルレベルにおいて和解への道のりはなお遠い。

第2に、権力分有制度の導入が政治的安定をもたらしたとは必ずしもいえないことである。権力分有制度の最大の目的は、紛争の再発を防ぐことである。ブルンジの場合、エスニックな性格を強く帯びた紛争が起こってきたという分析をふまえて、紛争再発防止のためにエスニックな権力分有制度が導入された。しかし、それがエスニックな対立の抑制に有効だとしても、別の対立軸の抑制に有効だとは限らない。事実、今日のブルンジは、エスニックな対立ではなく、政治権力をめぐる対立から武力紛争の危機に陥っている。以前フトゥ反政府武装勢力であったFNL（FNL-PALIPEHUTUから文民政党化するにあたって改名）が、CNDD-FDDによる政権運営に反発して和平プロセスから離脱し、再び武装闘争を宣言するに至ったのである。直接のきっかけは2010年の選挙であり、FNLをはじめとする主要野党勢力はCNDD-FDDが組織的な不正を行ったと主張して選挙をボイコットした。もっとも、2005年選挙で政権の座についたCNDD-FDDが権力独占の傾向を強めたことは以前から指摘されていた（ICG 2006, 2010, 2011; Human Rights Watch 2010）。蓄積されてきた野党勢力の不満が、選挙をきっかけとして噴出したと考えるべきであろう。主要野党がボイコットした結果、表3に示すように、議席の大部分をCNDD-FDDが占める結果となった。その後FNLは軍や警察など治安維持機関からも離脱し、コンゴ民主共和国東部で再武装したとみられている

(UN 2010, par. 113-119)。ここで生じているのは、エスニシティには関係のない政治権力闘争の暴力的展開である。内戦後に導入された権力分有制度は、エスニックな対立の抑止には成功したが、権力闘争をルールに従って解決し、政治の暴力への依存を断ち切ること、すなわち権力闘争の制度化には必ずしも成功していない。

第3に、権力分有制度は移行期正義を進展させなかった。アルーシャ平和和解協定において関係する当事者は、独立以降のさまざまな人権侵害を調査し、裁定するために、国民真実和解委員会の設置と専門の国際機関（特別法廷）設置で合意した。いわゆる真実委員会と国際社会が関与した特別法廷の設置という構想は、アフリカではシエラレオネに先例がある（望月 2008; Ndikummasabo et Vandeginste 2007）。2つの機関設置について国連がアセスメントを行い、その方向性が了解された（UN 2005）ことを受けて当事者間で交渉が開始され、国民の意見を聴取するプロセス（National Consultation）を経ることで合意された。しかしながら、意見聴取のプロセスは遅々として進まず、国連から批判を浴びた（UN 2008）。その後、国民の意見聴取に関する報告書が刊行され（Gouvernement du Burundi 2010）、2011年7月には大統領が2012～13年に真実和解委員会（Commission vérité et réconciliation: CVR）を活動させると表明したが、2012年末現在で活動開始の見通しは立っていない（ICG 2012, 13-16）。

このように事態が進展しない最大の理由は、明らかである。CVRにせよ、特別法廷にせよ、仮に活動を開始すれば政権当事者が審理や捜査の対象となることは確実であり、したがって彼らはそうした機関の活動を望まないからである。現在政権の座にあるCNDD-FDDにせよ、権力分有制度のもとで閣僚を出すUPRONAにせよ、内戦時は反政府勢力および政権担当勢力として紛争当事者であった。いずれも紛争時における人権侵害の加害者を身内に抱えており、したがってCVRや特別法廷の設置に消極的である。公的な議論としては、これら移行期正義を進めるための制度導入は既定路線であるが（Gouvernement du Burundi 2010, chap.4-5）、実現の見通しが立たないまま時間

だけが経過しつつある⁵⁰⁾。

結論

本章は、内戦における主導的政治勢力によって公的に言明された和解を取り上げ、その内容を明らかにするとともに、具体的実践の態様について検討した。それは政治的文脈で語られ、実践された和解であり、状況に応じて異なる意味をもってきた。ルワンダ内戦中の1993年に結ばれたアルーシャ和平協定において、和解とはトッチに対する差別を解消し、トッチ難民を帰還させることを意味していた。しかし、RPFが軍事的勝利を収め、政治権力を独占した後、その言葉の内容は変化し、RPFの主導性を脅かさない範囲で外部勢力を政権に取り込むことを意味するようになった。ブルンジのアルーシャ平和和解協定や2005年憲法において、和解とは紛争を繰り返さないための制度作りを意味し、その中核はエスニックな権力分有制度の構築であった。

ルワンダに和解がなく、ブルンジの和解が進展したと言いたいのではない。和解が公的に言明されるのは、紛争を収束させ、新たな国家建設を進めるためである。したがって、そうした和解は、実践に当たって政治力学に従属する。ルワンダでは、RPFの軍事的勝利によって、アルーシャ和平協定締結時に構想されたものとは異なる政治秩序が成立したために、権力者の語る和解が異なる意味をもつようになった。ブルンジでも同様のことが起きている。アルーシャ平和和解協定で約束された和解は、権力分有については遵守されているものの、国民真実和解委員会や特別法廷など移行期正義に関してはほとんど進展していない。エスニックな権力分有制度のもとでCNDD-FDD主導の政治秩序が強化され、権力者にとって望まれない約束は棚上げされている。和解の実践は、ここでも国家建設を主導するアクターの利害に従属している。

本章では、深刻な武力紛争を経てまったく異なる政治的決着に至ったルワ

ンダとブルンジを取り上げ、その後の国家建設を比較した。軍事的勝利と厳密な権力分有という正反対の政治的決着からスタートしながら、両国の統治の性格は次第に類似しつつある。いずれも政権与党が権力維持の方策として和解の言辞を利用し、自らが主導する権威の確立を最優先した国家建設を進めた結果といえよう。

政治的有力者が語る和解は、紛争を経験した社会における和解の一部ではない。両者の軋轢を最も強く映し出すのは、移行期正義にかかわる部分であろう。権力分有はエリート間の合意で事足りるが、移行期正義は膨大な数の一般市民にかかわらざるを得ない。そして、ルワンダでもブルンジでも、ここに深刻な課題を抱えているのが現状である。ルワンダで国民和解を掲げてガチャチャが実施されたが、RPF側の犯罪が扱われることはなく、「被害者のタッチ」と「加害者のフトゥ」という関係が固定化された。研究者の間では、ガチャチャを通じてエスニックな亀裂がむしろ深まったとの見方も少なくない (Ingelaere 2009; Thomson 2011)。ブルンジでは、内戦を通じて国民のなかに生じた亀裂をケアするための取り組みが、ほとんど進められてない。移行期正義にはまったく手がつけられていないし、国内避難民キャンプが依然として多数残存している。ルワンダ内戦で親族をRPFに殺害されたフトゥにとっても、ブルンジ内戦で故郷の村を追われ避難民キャンプに住み続けるタッチにとっても、紛争は終わっていない。こうした人々にとっての和解は、今日の両国政府によって、放置されたままである。

内戦再発を防止するうえで、権力者による和解の実践が重要な意味をもつことはいうまでもない。紛争の重要なアクターだった彼らが和平プロセスに主体的に関与することなくして、平和の定着はあり得ないからである。しかし、権力者の和解は必然的に政治力学に従属しやすく、それだけでは多くの国民にとって切実な和解にかかわる問題が放置される危険がある。ルワンダとブルンジがいずれもこうした状況に陥っていることは、本章の分析が示すとおりである。国民の多くを和平プロセスに包摂せずして、持続的な平和の達成は困難であろう。深刻な紛争を経験した後、政治的有力者が和解のため

に対照的な制度導入を行った両国は、今日同質の問題に直面しているのである。

〔注〕

- (1) 枚挙に暇がないが、さしあたり代表的なものとして、ミノウ（2003）（原著は1998年刊行）、ヘイナー（2006）（原著は2001年刊行）、Bloomfield, Barnes and Huyse（2003）などを挙げておく。
- (2) 紛争後の平和構築と国家建設に関して近年有力な議論では、国家建設を3つの局面から構成するととらえる（OECD 2011, chap. 3）。第1に、「政治的決着」であり、政治エリート間の権力分布を決める。この局面は、エリート間交渉による合意の結果としても、また武力による決着の結果としても現れうる。第2に「国家によるサービス提供」の局面がある。政治的決着を通じて規定された能力をもって、国家は社会に対してサービスを提供する。国家の最も基本的なサービスは社会秩序の維持だが、それ以外にも教育や医療、所得再配分など、国家の能力に応じてサービスの範囲は拡大しうる。第3に、「社会の期待と認識、および組織力」である。これは、社会が国家に何を期待し、いかに認識（評価）しているか、そして自らの要求を国家に吞ませるための組織力をどの程度備えているかを意味する。このモデルに従えば、国家建設は次のような循環的プロセスとして理解できる。すなわち、「政治的決着」が定めた政治エリートの権力分布に応じて、国家のサービス提供能力が決まる。国家のサービス提供に対して社会が反応することで、次の段階の「政治的決着」のあり方が決まる。
- (3) 両国における紛争の歴史的展開について、ルワンダに関しては Lemarchand（1970）、Reyntjens（1985）、武内（2009）など、ブルンジに関しては Lemarchand（1970; 1994; 2009）、Chrétien et Dupaquier（2007）、佐藤（2000）などを参照のこと。
- (4) 独立後のルワンダでは、原則として高等教育機関におけるトゥッチ学生の比率は9%とされた。初代大統領カイバンダ政権の末期（1973年）に高等教育機関の学生やフォーマルセクターの就業者からトゥッチを排除する運動が活発化した。それ以前は大学生の半分以上がトゥッチだったという（Munyarugero 2003, 134）。
- (5) ブルンジでは伝統的に、トゥッチのなかでもガンワ（ganwa）と呼ばれる王族が政治権力を独占していたが、1960年代の政治変動のなかで、軍部に基盤を有するブルリ州出身のトゥッチが台頭した。1966年の王制廃止後は、ガンワに代わってブルリ・トゥッチが権力を握り、ミチョンベロ（Michel Micombero）、バガザ（Jean-Baptiste Bagaza）、ブヨヤ（Pierre Buyoya）という三代の大統領

を輩出した。ブルリ・トゥチは、伝統的なブルンジ王国では周縁的な存在であった。

- (6) アルーシャ和平協定は複数の合意文書の総称であり、1993年8月4日に締結されたものを指す。権力分有については、Protocole d'Accord entre le Gouvernement de la République Rwandaise et le Front Patriotique Rwandais sur le partage du pouvoir dans le cadre d'un gouvernement de transition à base élargie (1992年10月30日署名)において厳密に規定された。
- (7) アルーシャ和平協定に対する国際社会の関与とその失敗については、Jones (2001)を参照。
- (8) RPFはトゥチの第二世代を中核としていたが、ハビヤリマナ政権を批判するフトゥも参加していた。急進派は、ラジオなどのメディアを利用し、RPFは「トゥチ」であり政権を握れば「フトゥ」に報復するとして一般市民の危機感を煽った。
- (9) 1959年の衝突については、Lemarchand (1970, 167)を参照。「社会革命」の初期と末期(1959年と61年)を比較しても、暴力の対象は明らかに拡大しており(武内 2009, 第6章)、加害者の規模拡大がうかがわれる。1994年のルワンダの虐殺における民間人の参加について、詳しくは武内(2009)、とくに第11章を参照。
- (10) 1988年の虐殺事件については、Lemarchand (1994)を参照のこと。
- (11) Accord d'Arusha pour la paix et la réconciliation au Burundi (2000年8月28日署名)。
- (12) 7つの基本政策として、A) 民主主義、B) 国防と治安、C) 統一と国民和解、D) 戦後復興計画、E) 難民の帰還と再統合、F) 経済、G) 国民の倫理、が挙げられ、簡単な方向性が示されている。C) 統一と国民和解に関しては、(1) 緊急に国民和解を再構築すること、(2) 統一と国民和解に関する国民討議を組織すること、が具体的提案として盛り込まれ、(1)については、a) あらゆる差別や排除をなくすための実効的メカニズムを設置すること、b) その目的のために適切な法制度を整備すること、c) 政府機関のポスト、すべての職業、学校進学認定に関して、あらゆる国民に平等な条件を保証する採用・進学制度を整備すること、という3点が記されている。
- (13) 詳細はアルーシャ和平協定を構成する各議定書を参照。内閣と議会については、1992年10月30日付の移行期政府の権力分有に関する議定書に定められている。ここでは、ルワンダ側の5つの主要政党と、和平合意によって文民政党化するRPFとの間でのポスト配分が定められた。軍については、現政府軍とRPFの軍事部門との統合について定めた、1993年8月3日付けの軍の統合に関する議定書を参照。
- (14) 2003年憲法前文第4項では、「ジェノサイドとその結果によって深刻に揺ら

- いだ国民の統一と和解を強化・促進する必要」が強調されている。
- (15) アルーシャ和平協定の際に決められた名称と若干の変化がある。
- (16) 2001年1月26日付け機能法 NO. 40/2000の前文に、「ルワンダにおける和解と正義のために、不処罰の文化を永久に根絶すること、そして殺戮実行者とその共犯者に対して、単に彼らを処罰するだけでなく、社会の一構成要素である人々の殺戮を鼓舞した悪い指導者によって傷ついたルワンダ社会の再構築のために、彼らの訴追と審理を可能とする準備を整えることが必要であることにかんがみ、」との言及がある (Organic law setting up “Gacaca Jurisdictions” and organizing prosecutions for offences constituting the crime of genocide or crimes against humanity committed between October 1, 1990 and December 31, 1994)。
- (17) 「ルワンダのような特別な状況においては、国際人道法の深刻な侵害に責任を有する者の訴追がこの目的達成 (深刻な犯罪を終わらせること—筆者注) を可能にし、国民和解の過程と平和の再建・維持に資するであろうことを確信し」(S/RES/955前文)。
- (18) ブルンジの和平プロセスで和解がことさら強調された背景として、真実和解委員会を設置して国民和解に熱心に取り組んだ南アフリカがブルンジの和平プロセスに深く関与した事実を指摘しておくべきだろう。マンデラの仲介にとどまらず、南アフリカは安定化過程で国軍を派遣するなど、ブルンジの和平を積極的に支援した (Bentley and Southall 2005; Mandrup 2009)。
- (19) 後述する憲法とは異なり、アルーシャ和平和解協定では権力分有の取り決めはあまり具体的に述べられていない。ただし、治安機構 (軍、警察) については、特定のエスニック集団の割合が50%を超えないことという条項が挿入されている (第三議定書第14条1項gおよび2項e)。この規定の内容はそのまま憲法に反映された。
- (20) ただし、ジェノサイド罪、人道に反する罪、戦争犯罪については、第6条においてその処理のための国際機関の設置を要請しているため、国民真実和解委員会では扱わない旨規定された。
- (21) 政府とCNDD-FDDとの権力分有合意についてはUN (2003a) を、停戦協定はUN (2003b) を参照。
- (22) アルーシャ和平協定の「ルワンダ難民の帰還および避難民の再定住」に関する議定書では、帰還難民が居住地を選択する際に「他者の権利を侵害しない」(第2条) こと、また「難民が国を離れてから10年以上経過していた場合には、もとの居住地が他者によって占拠されていた場合に請求権を失う」(第4条) ことが規定されていた。
- (23) ジェノサイドという極限の犯罪行為によって停戦が破られ、再燃した内戦がRPFの勝利に終わった (そして結果的にジェノサイドを止めた) 事実は、

RPFに国際社会への強い交渉力をもたらした。ルワンダに展開していた国連平和維持部隊がジェノサイドの勃発に対応できず、事実上撤退したことは後に強く非難され、アナン国連事務総長、クリントン米大統領といった著名な人物が在職中にルワンダを訪問して謝罪した。ジェノサイドはRPFの軍事的勝利によって終止符が打たれたのであり、国際社会はルワンダに対していわば倫理的な負債を抱えることとなった。RPFはその点を常に強調し、国際社会との交渉における有力なカードとして利用した。

- (24) 土地分割政策については、Musahara and Huggins (2005), Takeuchi and Marara (2005), Bruce (2009), Huggins (2009)などを参照。
- (25) ハビヤリマナ前大統領が所属した旧唯一政党の「開発国民革命運動」(Mouvement révolutionnaire national pour le développement: MRND)、フトゥ至上主義を掲げた急進派の「共和国防衛同盟」(Coalition pour la défense de la république: CDR)は政権から排除された。
- (26) ルワンダの政治エリートの出自に関しては、1998年以降、ベルギーのアントワープ大学アフリカ大湖地域研究センターがデータを発表している[Centre d'étude de la région des Grands Lacs d'Afrique 各年版]。それによれば、行政府の幹部(大臣、副大臣、官房長等)のうちトゥチがおおむね5～6割を占め、とくに帰還難民の比率が高い。総人口に占めるトゥチの比率は1割強であるから、かなりの高率であるといえる。ただし、フトゥも常に4割程度は存在し、政権への取り込みがなされている。一方、軍についていえば、2000年代に治安部門改革が実施され、旧政権の軍人も新たな国軍に加わったが、その中枢は旧RPF軍事部門(Rwandan Patriotic Army: RPA)が一貫して独占している(Takeuchi 2011)。
- (27) MDRは2003年の選挙を前にして、「分断主義」的であるとして解党を命じられた。詳しくは以下を参照。Human Rights Watch (2003); Amnesty International (2003); "Rwanda: A Victory Foretold," *Africa Confidential* 44 (17), 1-3 (29 August 2003); "Un triomphe, pour quoi faire?" *Jeune Afrique* No. 2225, 57-59 (du 31 août au 6 septembre 2003)。「分断主義」(divisionism)とは、国民の分断を助長することを意味し、法的には「エスニックな、地域的な、人種的な差別やあらゆる種類の分断(division)を流布することは、法律による処罰の対象となる」ことを定めた憲法第33条を根拠とする。RPFが主導する政権にとって危険な人物や政党に対して、しばしばこの言葉が投げかけられてきた。たとえば、2010年の大統領選挙への出馬を意図して帰国したインガビレ(Victoire Ingabire)は、「テロリスト集団との結びつき、ジェノサイド・イデオロギー、修正主義、エスニックな分断の流布」を理由として逮捕され(*New Times*, 23 April 2010)、実刑判決を受けた。
- (28) 2012年11月5日現在、ICTRでは93人の被告人のうち83人の審理が終了した

- (UN 2012)。一方、ガチャチャ法廷では195万8634件が裁かれた (Republic of Rwanda, National Service of Gacaca Courts 2012, 34)。このうち第1 カテゴリー (通常の殺人罪以上の重罪) 6万552件, 第2 カテゴリー (通常の殺人罪) 57万7528件, 第3 カテゴリー (略奪, 窃盗など物的損害賠償) 132万554件であった。犯罪の区分について, 詳しくは武内 (2008) を参照。
- (29) 2009年段階で, 合計137の国内避難民キャンプがブルンジのすべての州に存在し, 避難民の総数は15万7167人であった (Rwabahungu et Nintunze 2009, 9)。
- (30) 今後, 裁判の実施や CVR の設置には多大な困難が予想される。一般に指摘される問題を2点挙げる。第1に, CNDD-FDD 政権下で恩赦が繰り返され, 内戦時の犯罪に関して逮捕・収監されていた容疑者の多くが釈放された。第2に, FNL の政権離脱にともない政治・治安状況が不安定化したため, 政治状況のさらなる不安定化につながりかねない移行期正義の実施について政権側が消極的になっている (Ndikumusabo et Vandeginste 2007)。2012年12月, 大統領は「CVR は遅くとも2013年2月には設置される」と述べたが (2012年12月23日付けARIB News, http://www.arib.info/index.php?option=com_content&task=view&id=6401), 本章執筆時点で設置は確認できていない。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 佐藤章 2000. 「1960年代ブルンジにおけるエスニシティーの意味——権力闘争における見なしと具象化」 武内進一編『現代アフリカの紛争——歴史と主体』アジア経済研究所 183-243.
- 武内進一 2008. 「ルワンダのガチャチャ——その制度と農村社会にとっての意味」 武内進一編『戦争と平和の間——紛争勃発後のアフリカと国際社会』アジア経済研究所 317-347.
- 2009. 『現代アフリカの紛争と国家——ポストコロニアル家産制国家とルワンダ・ジェノサイド』明石書店.
- ヘイナー, プリシラ B. 2006. 『語りえぬ真実——真実委員会の挑戦』(阿部利洋訳) 平凡社.
- ミノウ, マーサ 2003. 『復讐と赦しのあいだ——ジェノサイドと大規模暴力の後で歴史と向き合う』(荒木教夫, 駒村圭吾訳) 信山社.
- 望月康恵 2008. 「紛争後の社会への司法介入——ルワンダとシエラレオネ」 武内進一編『戦争と平和の間——紛争勃発後のアフリカと国際社会』アジア経済研究所 281-316.

<外国語文献>

- African Rights 1995. *Rwanda: Death, Despair and Defiance* (revised edition). London: African Rights.
- Amnesty International 2003. *Rwanda: Run-up to Presidential Elections Marred by Threats and Harassment*: (AFR 47/010/2003).
- Bentley, Kristina A. and Roger Southall 2005. *An African Peace Process: Mandela, South Africa and Burundi*. Cape Town: HSRC Press.
- Beswick, Danielle 2010. "Managing Dissent in a Post-Genocide Environment: The Challenge of Political Space in Rwanda." *Development and Change* 41 (2), 225–251.
- Bloomfield, David, Teresa Barnes and Luc Huyse eds. 2003. *Reconciliation after Violent Conflict: A Handbook*. Stockholm: International Institute for Democracy and Electoral Assistance.
- Bruce, John W. 2009. "International Standards, Improvisation and the Role of International Humanitarian Organizations in the Return of Land in Post-Conflict Rwanda." In *Uncharted Territory: Land, Conflict and Humanitarian Action*, edited by S. Pantuliano. Warwickshire: Practical Action Publishing, 109–131.
- Chrétien, Jean-Pierre et Jean-François Dupaquier 2007. *Burundi 1972: Au bord des génocides*. Paris: Karthala.
- CENI (Commission Electorale Nationale Indépendante) 2010. *Elections législatives 2010: Liste nominative des élus*. Bujumbura.
- Gouvernement du Burundi 2010. *Les consultations nationales sur la mise en place des mécanismes de justice de transition au Burundi*. Bujumbura.
- Huggins, Chris 2009. "Land in Return, Reintegration and Recovery Processes: Some Lessons from the Great Lakes Region of Africa." In *Uncharted Territory: Land, Conflict and Humanitarian Action*, edited by S. Pantuliano. Warwickshire: Practical Action Publishing, 67–93.
- Human Rights Watch 1999. *Leave None to Tell the Story: Genocide in Rwanda*. New York.
- 2003. "Preparing for Elections: Tightening Control in the Name of Unity." *Human Rights Watch Briefing Paper*.
- 2008. *Law and Reality: Progress in Judicial Reform in Rwanda*. New York: Human Rights Watch.
- 2010. *Closing Doors?: The Narrowing of Democratic Space in Burundi*. New York: Human Rights Watch.
- Ingelaere, Bert 2009. " 'Does the Truth Pass Across the Fire without Burning?' : Locat-

- ing the Short Circuit in Rwanda's Gacaca Courts." *Journal of Modern African Studies* 47 (4), 507-528.
- ICG (International Crisis Group) 2006. "Burundi: Democracy and Peace at Risk." *Africa Report* No. 120.
- 2010. "Burundi: Garantir un processus électoral crédible." *Rapport Afrique* No. 155.
- 2011. "Burundi: Du boycott électoral à l'impasse politique." *Rapport Afrique* No. 169.
- 2012. "Burundi: Bye-bye Arusha?" *Rapport Afrique* No. 192.
- Jones, Bruce D. 2001. *Peacemaking in Rwanda: The Dynamics of Failure*. Boulder: Lynne Rienner Publishers.
- Lemarchand, René 1970. *Rwanda and Burundi*. London: Pall Mall Press.
- 1994. *Burundi: Ethnocide as Discourse and Practice*. Cambridge: Cambridge University Press.
- 2006. "Consociationalism and Power Sharing in Africa: Rwanda, Burundi, and the Democratic Republic of the Congo." *African Affairs* (106/422), 1-20.
- 2009. *The Dynamics of Violence in Central Africa*. Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- Mandrup, Thomas 2009. "Peace Diplomacy: The South African National Defence Force in Burundi." In *African Security Governance: Emerging Issues*, edited by G. Cawthra. Tokyo: United Nations University Press, 116-135.
- Munyarugerero, François-Xavier 2003. *Reseaux, Pouvoirs, Oppositions: La compétition politique au Rwanda*. Paris: L'Harmattan.
- Musahara, Herman and Chris Huggins 2005. "Land Reform, Land Scarcity and Post-Conflict Reconstruction: A Case Study of Rwanda." In *From the Ground Up: Land Rights, Conflict and Peace in Sub-Saharan Africa*, edited by C. Huggins and J. Clover. Pretoria: Institute for Security Studies, 269-346.
- Ndikumasabo, Méthode et Stef Vandeginste 2007. "Mécanismes de justice et de réconciliation en perspective au Burundi." In *L'Afrique des Grands Lacs, Annuaire 2006-2007*. dir. S. Marysse, F. Reyntjens et S. Vandeginste. Paris: L'Harmattan, 109-133.
- OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development) 2011. *Supporting Statebuilding in Situations of Conflict and Fragility: Policy Guidance*. Paris.
- Peskin, Victor 2008. *International Justice in Rwanda and the Balkans: Virtual Trials and the Struggle for State Cooperation*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Republic of Rwanda, National Service of Gacaca Courts 2012. *Summary of the Report Presented at the Closing of Gacaca Courts Activities*. Kigali.

- Republic of Rwanda 2003. *The Constitution of the Republic of Rwanda*. Kigali.
- République du Burundi 2005. *Loi portant promulgation de la constitution de la République du Burundi*. Bujumbura.
- Reyntjens, Filip 1985. *Pouvoir et droit au Rwanda: Droit public et évolution politique, 1916-1973*. Tervuren: Musée Royal de l'Afrique Centrale.
- 2006. "Briefing: Burundi: A Peaceful Transition after a Decade of Civil War." *African Affairs* (105/418), 117-135.
- 2011. "Constructing the Truth, Dealing with Dissent, Domesticating the World: Governance in Post-Genocide Rwanda." *African Affairs* (110/438), 1-34.
- Rwabahungu, Marc et Adrien Nintunze 2009. *Rapport sur l'étude d'actualisation de la base de données sur la situation des déplacés et des rapatriés encore dans les sites*. Bujumbura: Ministère de la Solidarité Nationale du Rapatriement des Réfugiés et de la Réintégration Sociale.
- Takeuchi, Shinichi 2011. "Gacaca and DDR: The Disputable Record of State-Building in Rwanda." *Working Paper* No. 32, JICA Research Institute.
- Takeuchi, Shinichi and Jean Marara 2005. "Returnees in Their Homelands: Land Problems in Rwanda after the Civil War." In *Displacement Risks in Africa: Refugees, Resettlers and Their Host Population*, edited by I. Ohta and Y. D. Gebre. Kyoto: Kyoto University Press, 162-191.
- Thomson, Susan 2011. "The Darker Side of Transitional Justice: The Power Dynamics behind Rwanda's Gacaca Courts." *Africa* 81 (3), 373-390.
- UN (United Nations) 2003a. *Letter dated 8 October 2003 from the Permanent Representative of Burundi to the United Nations addressed to the President of the Security Council*, (S/2003/971).
- 2003b. *Letter dated 19 November 2003 from the Chargé d'affaires a.i. of the Permanent Mission of Burundi to the United Nations addressed to the President of the Security Council*, (S/2003/1105).
- 2005. *Report of the Assessment Mission on the Establishment of an International Judicial Commission of Inquiry for Burundi*, (S/2005/158).
- 2008. *Third report of the Secretary-General on the United Nations Integrated Office in Burundi*, (S/2008/330).
- 2010. *Final Report of the Group of Experts on the Democratic Republic of the Congo*, (S/2010/596).
- 2012. *Report on the completion strategy of the International Criminal Tribunal for Rwanda (as at 5 November 2012)*, (S/2012/836).
- Uvin, Peter 2010. "Structural Causes, Development Co-operation and Conflict Prevention in Burundi and Rwanda." *Conflict, Security & Development* 10 (1), 161-179.

<新聞・雑誌>

Africa Confidential.

Jeune Afrique.

New Times.

<年鑑>

Centre d'étude de la région des Grands Lacs d'Afrique, *L'Afrique des Grands Lacs, Annuaire*, Paris: L'Harmattan. 各年版.

付表 略語表

略語	正式名称	日本語訳
	Peace Agreement between the Government of the Republic of Rwanda and the Rwandese Patriotic Front	アルーシャ平和協定 (R)
	Arusha Peace and Reconciliation Agreement for Burundi	アルーシャ平和和解協定 (B)
CDR	Coalition pour la défense de la république	共和国防衛同盟 (R)
CNDD	Conseil national pour la défense de la démocratie	民主主義防衛国民会議 (B)。(注) CNDD-FDD とは別組織。
CNDD-FDD	Conseil national pour la défense de la démocratie - Forces pour la défense de la démocratie	民主主義防衛国民会議・民主主義防衛軍 (B)
CVR	Commission vérité et réconciliation	真実和解委員会 (B)
FNL- PALIPEHUTU	Forces nationales de libération - Parti pour la libération du peuple hutu	解放国民軍・フトゥ民族解放党 (B)
FRODEBU	Front pour la démocratie du Burundi	ブルンジ民主主義者戦線 (B)
ICTR	International Criminal Tribunal for Rwanda	ルワンダ国際刑事裁判所 (R)
MRND	Mouvement révolutionnaire national pour le développement	開発国民革命運動 (R)
MRC	Mouvement de rehabilitation du citoyen	市民修復運動 (B)
MDR	Mouvement démocratique républicain	共和民主運動 (R)
PARMEHUTU	Parti du mouvement de l'émancipation hutu	フトゥ解放運動党 (R)
RPA	Rwandan Patriotic Army	ルワンダ愛国軍 (R)
RPF	Rwandan Patriotic Front	ルワンダ愛国戦線 (R)
UNAR	Union nationale rwandaise	ルワンダ国民連合 (R)
UPRONA	Parti de l'union et du progrès national	国民進歩党 (B)

(出所) 筆者作成。

(注) (R) はルワンダ, (B) はブルンジにかかわる用語であることを示す。